

## 公益財団法人大津市国際親善協会 イベント参加規約

### 第1条（本規約の範囲および変更）

1. 本規約は、公益財団法人大津市国際親善協会（以下「当協会」という）が主催するイベントへの参加に際して適用される条件を定めるものです。下記第4条に基づく本イベントの申込を当協会が承諾した全ての参加者（以下「参加者」という）は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

2. 当協会は、参加者に通知（ウェブサイト上での通知を含む）を行うことにより、本規約の変更又は細則の制定をすることができるものとします。但し、当該変更規定又は細則が通知された後に、参加者が本イベントに参加した場合には、参加者が当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定および細則は、本規約の一部を構成するものとして、参加者に適用されます。

### 第2条（参加費等）

参加者は、当協会が参加申込の通知を受領後直ちに通知に記載の方法により、本サイト上その他で当協会が掲示する参加費等を支払うものとします。

### 第3条（本イベントの申し込み）

本イベントの参加申込者（以下「参加」希望者）という）は、本サイト上に掲載する手続き、または当協会の定めるその他の手続に従って、参加の申込（以下「参加申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して当協会に提供するものとします。

### 第4条（本イベント参加申込の承諾）

1. 当協会は、本規約に承諾し第3条の参加申込を行った参加希望者に対し、本イベントの参加を許諾する旨と、参加費等の支払方法を適切な手段（ウェブサイト画面、電子メール、郵送等）にて通知するものとします。

2. 当協会と参加者間の本イベントの提供に係る契約（以下「本契約」という）は、参加費等全額の入金を確認したときに有効に成立し、参加希望者は、本規約の定めに従い、参加者たる資格を取得するものとします。

3.

当協会は必要に応じ、参加権利につき、先着順や抽選等の参加方法を選択し、必要に応じ人数制限等を設けることがあります。

## 第5条（申込の取消）

事情により、参加の取消に関しては、イベント日からの日数によって原則として、以下の料金を請求するものとします。

### ●取消通知日（電話またはメールが弊社に届いた日）とキャンセル料

7 営業日前まで・・・無料

6 営業日前～当日・・・参加料の全額

※上記の日数を原則としますが、イベント企画ごとに異なる設定をさせていただきます。

## 第6条（申込の通知が遅れたことによる損害の免責）

通信回線やコンピューターシステム等のトラブルにより、参加の申込ができない場合や、参加権利の確定やその通知が遅れが生じた場合、これらの事由によりお客様または第三者に生じた損害に関し、当協会は一切責任を負わないものとします。又、第12条の協会都合によるイベントの中止の場合も、これに準ずることとします。

## 第7条（個人情報・登録情報の取扱い）

当協会が取得した参加者の個人情報に関する取扱いについては、別途定める「プライバシーポリシー」に則って管理するものとします。

## 第8条（参加権利の転売等の禁止/オークション等での転売等の規制）

1. 当協会から付与した参加権利を、当協会の承諾なく、第三者へと譲渡すること、またはインターネットオークション等へ出品する等の転売を試みる行為、転売や譲渡を前提に参加申込をする行為は禁止とします。

2. 前項の事由が発生した場合、当協会の判断で、お客様のイベントの参加権利を無効とする場合があります。また、その場合、参加費等の返金を認めない場合があります。

## 第9条（録音・録画・撮影記録の使用）

1. 当協会が、本イベントで行った録音・録画・撮影記録は、本イベントの記録及びその他の商業上の目的のために使用することができるものとします。

2. 参加者が、肖像権を理由に、本イベントで行った録音・録画・撮影記録の商業上の目的のために使用することを拒む場合は、事前に当協会に申し出ることとします。

## 第10条（抗議内容に対する権利）

1. 本イベントに含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法、その他の情報、本イベントに

において提供される教材、書籍およびビデオその他一切の著作物、ならびにその他本イベントで使用される一切の名称および標章(以下併せて「講義内容」という)についてのノウハウ、著作権及び商標権その他一切の権利は全て当協会に帰属し、参加者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2. 参加者は、講義内容を自己の学習の目的のみに使用するものとし、いかなる方法においても、参加者個人の私的利用の範囲内で使用し、または、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。

3. 参加者は、別途当協会が明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。

4. 参加者は、本イベントの参加に際して、他の参加者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。但し、当協会は、参加者による他の参加者の個人情報の取扱いに関して一切の責任を負わないものとします。

#### 第 11 条 (参加資格の中断・取消)

1. 参加者が以下の項目に該当する場合、当協会は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該参加者の参加者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- ① 参加申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- ② イベント内容を適切に理解できない可能性がある場合、もしくは当協会が本イベントの参加者としての適格性に欠けると判断した場合。
- ③ 営利またはその準備を目的とした行為、その他当協会が別途禁止する行為を行った場合。
- ④ 参加者に対する破産、民事再生その他破産手続の申立てがあった場合、または参加者が後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- ⑤ 本規約に違反した場合。
- ⑥ その他参加者として不適切と当協会が判断した場合。

2. 当協会は、本条 1 項に該当する場合の他、参加者が本イベントの進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがあります。

#### 第 12 条 (イベントの中止・中断および変更)

1. 当協会は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止・中断および変更できるものとします。

2. 天候・転変地変・地震・災害等の状況により、当日開催を中止することがあります。その際は、ウェブサイト上または Facebook 上で通知するものとします。

3. イベント開催当日、大津市南部に暴風を含む警報または特別警報が発令中の場合、以下のとおりイベントの開催を中止します。

開催時間が午前のイベント 午前 7 時に発令中の場合は中止

開催時間が午後のイベント 午前 10 時に発令中の場合は中止

4. 前項の場合には、当協会は、本イベントの中止後に本イベントについての参加費等を返金します。但し、当協会の責任は、支払済の参加費等に限られ、参加者が負担した手数料（振込手数料）は返金の対象となりません。

#### 第 13 条（参加費の返金方法）

1. 参加のキャンセル、本イベントの中止等による返金方法は、その他の場合は参加者が指定する銀行口座に振込することとします。返金を希望する参加者は期日までに返金依頼書を当協会に提出するものとします。但し、返金額は支払済みの参加費等に限られ、参加者が負担した手数料（振込手数料）は原則として、返金の対象となりません。また返金に際し発生する振込手数料は参加者負担となります。

2. お客様のご都合により、本イベントサービスの一部を受領しなかったとき、または途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当協会は一切の払い戻しを致しません。

#### 第 14 条（損害賠償）

1. 参加者が、本イベントに起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、参加者は、一切の損害を補償するものとします。

2. 本イベントに起因または関連して、参加者と他の参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

3. 本イベントの開催中（集合場所から解散場所まで）の事故、盗難、紛失、傷病補償は、当協会が加入するイベント保険等の適用範囲内で補償するものとします。

4. 本イベント開催中（集合場所から解散場所まで）の自動車・電車やバスなどの交通機関に関する事故に関しては、当協会は、免責することとします。

5. 本イベントの開催会場が、当協会が使用している施設である場合または借用した施設である場合については、施設が加入している保険の適用範囲内で補償するものとします。

#### 第 15 条（お客様の責任）

1. お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会イベント契約の規定を守らなかったことにより、当協会が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2. お客様は、当協会から提供される情報を活用し、パンフレット等に記載されたイベント参加者の権利・義務その他イベント契約の内容について理解するように努めなければなりません。

#### 第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当協会から参加者への通知は、当協会からの電子メールもしくはウェブサイト上の一般掲示またはその他当協会らが適当と認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛への当協会からの発信をもって通知が完了したものとみなします。但し、登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、当協会からの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到着したとみなされるものとします。

3. 本条 1 項の通知が本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が本サイト上に掲示された時点（本サイトにアップロードされた時点）をもって参加者への通知が完了したものとみなします。

4. 当協会は、上記いずれかの方法により参加者に通知を行った場合、通知完了後 3 営業日以内に参加者からの異議申し立てがないか、又は、通知完了後参加者が当社のイベントに参加した場合には、その時点で参加者が同通知の内容に同意したものとみなします。

#### 第 17 条（管轄）

本規約または本イベントに関する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

本規約は 2021 年 4 月 25 日に実施するものとします。